

## 大和都市計画高度地区の変更（川西町決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
10m高度地区	約 22.9ha	建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に定める建築物の高さによる。以下同じ。）は、その最高限度を10mとする。	
15m高度地区	約 49.4ha	建築物の高さは、その最高限度を15mとする。	
20m高度地区	約 10.3ha	建築物の高さは、その最高限度を20mとする。	
25m高度地区	約 21.7ha	建築物の高さは、その最高限度を25mとする。	
31m高度地区	約 26.3ha	建築物の高さは、その最高限度を31mとする。	
合計	約 130.6ha		

### I. 既存不適格建築物等の適用除外

- この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物（以下「既存不適格建築物」という。）の部分に対しては、当該規定は適用しない。
- 既存不適格建築物が、現在の建築物の各部分の高さの範囲内で行う修繕又は模様替は、この規定は適用しない。
- 既存不適格建築物又はその敷地に増築を行う場合において、増築に係る各部分の高さが当該増築部分の高度地区の制限の範囲内であるときは、この規定は適用しない。
- 前3号の規定は、この規定に相当する従前の規定に違反している建築物若しくはその敷地又はこの規定に適合するに至った建築物若しくはその敷地については、適用しない。

### II. 許可による特例

町長が周囲の環境上、景観上支障がないと認め、川西町都市計画審議会の了承を得て許可した場合は、その許可の範囲内において上記の制限を超えることができる。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」